

支局・事務所における業務の実施状況等（注：アンダーライン部は更新箇所）

運輸局	支局・事務所	庁舎等の状況	登録新規検査	継続検査	検査証の有効期間を伸長する地域	伸長する検査証の有効期間
東北運輸局	青森支局	・被害なし	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	八戸事務所	・被害なし	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	岩手支局	・被害なし	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	宮城支局	・停電 ・庁舎ガラス割れ等 ・構内路面ひび割れ	当面実施せず	当面実施せず	全域	当面4月11日まで
	福島支局	・被害なし	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	いわき事務所	・通信障害復旧	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	秋田支局	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月16日まで
	山形支局	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月16日まで
	庄内事務所	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月16日まで
関東運輸局	茨城支局	・停電・断水復旧 ・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	土浦事務所	・庁舎損傷安全確認済 ・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月11日まで
	その他の支局・事務所	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月11日まで
北陸信越運輸局	新潟支局	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月16日まで
	長岡事務所	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月16日まで
中部運輸局	沼津事務所	・計画停電の可能性	実施	実施	全域	当面4月11日まで

- 他の支局・事務所においては、平常どおり業務を実施。
- 現在予定されている計画停電が実施される地域の支局・事務所においては、その時間帯は業務を停止。ほか今後の被害状況に応じ、支局・事務所の業務を停止することがあります。
- 支局・事務所の機能回復状況に応じ、順次、平常業務に変更していくこととしている。
- 登録・新規検査業務については、機能回復に時間を要すると判断される場合に、近隣他支局での事務代行を実施するよう準備中。（なお、継続検査業務は、現状でも他支局で実施可能。）
- 登録及び検査証の記載事項変更に関する期限（15日以内）については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成23年6月30日まで延長。
- 道路運送車両法第61条の2の規定に基づく自動車検査証の有効期間の伸長については、対象地域の支局において公示されている。なお、追加された地域については、東北運輸局及び北陸信越運輸局から別紙のとおり発表されている。

（参考）軽自動車検査協会の対応

- ・宮城主管事務所及び茨城事務所において、業務を当面実施せず。
- ・軽自動車の検査証の有効期間についても、登録車と同様の地域において、同様に伸長される。